

保管依頼書

(不動産(自動車を除く)以外)

久万高原町長 様

下記、買受財産について買受代金納入後、引渡しを受けるまで久万高原町に保管を依頼します。
引渡しを受ける前に下記、買受財産が破損、紛失などの被害を受けても、久万高原町が一切の責任を持たないこと、並びに本書記載の項目について同意します。

記

1 買受財産

区 分 番 号

物件(タイトル)

保 管 理 由

保 管 期 間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

※但し、買受代金納付日から数えて60日を越えない。

2 同意する条件

- (ア) 久万高原町が一切の責任を持たないこと。
- (イ) 買受代金納付後に久万高原町に費用が発生した場合、そのすべての費用は買受人の負担となる。
- (ウ) 原則として保管維持に関わる作業(色あせ防止等)は、買受人委託業者にて対応する。
- (エ) 久万高原町が買受代金納付後から数えて60日を超えた場合、入札参加申込書に記載の住所へ買受人にて発送する。

平成 年 月 日

公有財産買受人

住所又は所在地

氏名又は名称

Ⓜ

電話番号(連絡先)

※久万高原町公有財産売却ガイドライン及び落札後の注意事項等をよくお読みいただき手続きしてください。